

# 社会福祉法人 あけぼの会 役員等 報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、理事、監事、評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等は、勤務形態、業務に応じた報酬を支給する別表1の通り報酬等を支給する。

- 2 通勤手当については、支給しない。ただし、役員等が業務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 3 役員会及び評議員会において、書面又は電磁的記録により決議あった場合の報酬は支給しない。
- 4 役員会の開催日に同じ日に当法人の役員会がある場合は1日としての報酬として支給する。

## (当法人職員給与との供給)

第3条 当法人の経営する施設に勤務する職員を兼、職員給与を支給している者の役員等報酬は至急しない。

## (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 役員に対する報酬は、当該会計年度末までに支払う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

## (公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承諾を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

理事会への出勤

	報酬の額
理事会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

監事

	報酬の額
評議員会、理事会、漢字監査等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円